

医政発 1001 第 6 号
令和 3 年 10 月 1 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」の一部改正について

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）の一部の施行により、令和 3 年 10 月 1 日付けで、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）が改正されたことに伴い、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 2 号厚生労働省医政局長通知）を下記のとおり改正し、本日より適用することとしたため、御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

別紙「法 11 条の 2 第 1 項の認定の申請等の手続きについて」の一部を次のように改正する。

題名中「法 11 条の 2 第 1 項」を「法第 12 条の 2 第 1 項」に改める。

第 1 及び別記様式 1 中「第 11 条の 2 第 1 項」を「第 12 条の 2 第 1 項」に改める。

別記様式 2 中「第 11 条の 6 第 1 項」を「第 12 条の 6 第 1 項」に改める。

別記様式 3 中「第 11 条の 6 第 2 項」を「第 12 条の 6 第 2 項」に改める。

別記様式 4 中「第 11 条の 7」を「第 12 条の 7」に改める。